

お知らせ

福祉事務所より

母子父子福祉手当

配偶者のいない女性または男性が18歳に達した年度の末までの児童を養育している場合、南国市母子父子福祉手当が支給されます。

ただし、母親または父親および児童が引き続き1年以上南国市に在住し、現に児童を扶養している人に限ります。

なお南国市交通遺児手当を支給されている人は該当になりません。

■支給額＝児童1人につき月額1,000円

交通遺児手当

交通事故（車、自動車、電車の運行によって生じた事故、海難、航空事故）で父を失った18歳に達した年度の末までの児童に、南国市交通遺児手当が支給されます。

ただし1年以上南国市に在住し現に児童を扶養している人に限ります。

■支給額＝児童1人につき月額2,000円

障害者に次のような制度があります

■住宅改修費の助成

視覚・肢体および内部の1、2級身体障害者手帳を持つ人が、住宅の増改築を行った場合、その費用の一部を助成します。ただし、所得税非課税世帯の人のみ対象となります。

■自動車改造費用の助成

身体障害者が自ら運転できるように改造した費用の一部を助成します。

■自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車の運転免許証を取得する費用の一部を助成します。

■短入所

重度身体障害者が一時的（原則は一週間）に施設に入所できます。

■有料道路通行料金の割引

身体障害者本人が運転の場合、料金が半額になります。また、本人の運転でなくても第1種の身体障害者および重度の精神薄弱者の場合、料金が半額になります。

※お問い合わせは福祉事務所社会系（☎市役所内線161）まで

中国水ギョウザ教室を開催



あかつき会国際交流部では、2月11日、保健福祉センターで中国水ギョウザ教室を開催。高知大の留学生を講師に、参加した市民約50人が本場中国の味を堪能しました。今後もインドネシア、マレーシア、フィリピンなどアジア各国の料理教室を予定。また、次の日程で中国語講座も行っています。

■とき 毎週水曜日 午後7時～

■ところ 野田公民館
※お問い合わせはボランティアグループあかつき会国際交流部（☎1446）まで

間の国保税も完納されている次の60世帯が平成7年度表彰を受け、表彰状、記念品が贈られました。表彰世帯は次の通りです。

★表彰世帯（敬称略）

大塚久夫、山本充万、宮地義喜、柳瀬藤子、柳瀬好、濱田時子、島崎義、島崎美子、小松重竜、柴岡時寛、門日務、廣野任、澤村繁尾、北村崇、若目登志美、岡本弘、坂本美子、吉本政之、坂本幸子、藤原幹夫、川路準平、下村修三、常石一子、山崎雅純、岡本利通、村上榮、山岡勉、中野久盛、北森綾子、中内利子、藤田幸一、西川幸一、川路高知、山崎明三郎、聖田好子、岡上好子、橋孝夫、田所正、濱田浅伊、濱田通生、前田八重美、常徳笑子、松本龍雄、澤田茂雄、浜口正憲、中村良子、中村千恵、中田一男、中田政信、藤村重子、廣光康夫、西岡サヨ子、土居静子、前田節、島田廣正、榎谷茂、濱口俊壽、森尾照美、濱口登喜恵、土居幸幸

交通事故にあつたら

交通事故など、第三者（加害者）によって傷病を受けた場合も、国保を使って診療を受けることができます。

その場合「第三者行為による傷病届」が必要です。交通事故にあつたらすぐに警察に届け、事故証明書をもろうと同時に、国保係への届け出を忘れずにしましょう。

■届出に必要なもの

第三者行為による傷病届（国保系窓口）、事故証明書、保険証、印鑑
第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が全額負担すべきものです。したがって

国保だより

国保健康優良家庭

国保の被保険家庭で平成4年度から平成6年度の3年間にわたり疾病などによる給付がなく、また、その

大正15年4月生まれの人

老人医療受給手続きを、印かん・健康保険証をお忘れなく。

4月1日から一部負担金は

外来のとき	1月	1,020円
入院のとき	1日	710円
入院時食事療養費	1日	600円

【保健課給付保】

国保で治療を受けると、国保は加入者の医療費を一時的に立て替え、あとから加害者に費用を請求することになります。国保に届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国保が使えなくなることがあります。示談を結ぶ前に必ず国保係へ相談しましょう。 ※お問い合わせは保健課国保係（☎市役所内線145）まで

国民年金保険料が変わります

国民年金保険料が平成8年4月分から1か月1万2千300円となりました。

安定した年金制度を堅持していくために、保険料額を少しずつ引き上げますが高齢化、少子化社会に負けない足腰の強い「絶対安心な年金」であるため、ご理解をお願いします。

なお、平成7年度の保険料は、この4月末日がお手元の納付書で納められる最終納期となっています。納め忘れのないよう今一度ご確認ください。

※お問い合わせは民生課年金係（☎市役所内線137）まで

戦没者慰霊巡拝

厚生省では、次の地域への慰霊巡拝を計画しています。

- 地域 旧ソ連、モンゴル、中国（東北地区）、樺太、アリューシャン列島、西イリアン（ニューギニア島西部）、パラオ諸島、フィリピン、ミャンマー、東部ニューギニア
- 運営基準 戦没者慰霊巡拝を行う戦域での戦没者の遺族（配偶者は再婚した人を除く、父母、子、兄弟姉妹）で、該当する戦域を一度も訪問した

札幌線開設記念 北海道フェア



4月1日から週4便、高知—札幌直行便が運行を開始します。これを記念して、高知空港ビル内で北海道の観光案内と菓子、海産品、ラーメンなど、北海道産品の展示販売などを行います。
■とき 4月1日～7日 午前8時～午後7時
■ところ 空港ビル2階出発ロビーの郷土産品展示コーナー前
※お問い合わせは高知空港ビル内北海道フェア事務局（☎1525）まで

自衛官幹部候補生募集

■受験資格 平成9年4月1日現在で22歳以上、26歳未満の大学卒業程度の学力を有する男女。大学院修士課程終了者（見込み）は21歳未満の者
■受け付け期日 5月24日（日）
※お問い合わせは市総務課（☎市役所内線431）または高知募集案内所（☎2006）まで

お米の素顔が見える表示に

新食糧法により、精米表示が「産地・品種・産年」の3つセットで行われます。ブレンド米は全体の60%に達するまで、使用割合の多い順にそれぞれ記載されます。特に外国産米が使われている場合は、産地ごとの使用割合が別に記載されます。一方、未検査米が使用されている場合、「未検査米」の記載とその割合が記載されます。

これらの表示と中身が一致していないということがないように、第三者機関によってチェックされ「認証マーク」「確認マーク」が付けられます。 ※お問い合わせは高知食糧事務所土佐山田支所（☎08875-2-5171）まで

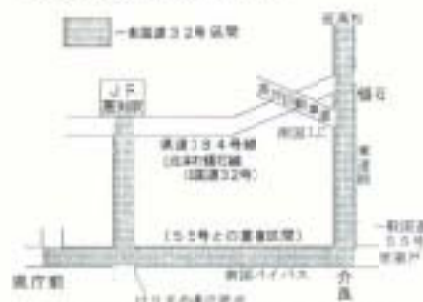
各種看板提供します

「まちをきれいに」空き缶投げ捨て禁止「ペットのふんの後始末」川をきれいになどの看板が必要な人は生活環境課（☎市役所内線341）までご連絡を。無料でさしあげます。



一般国道の名称変更

4月1日より、一般国道32号線の一部区間の名称、道路管理者が次のように変更になります。



領石から高知駅前までの区間（一宮経由）が国道384号線（北本町領石線）として県に移管されます。これに替わり、領石から高知東道路を経由し、高知市介良、県庁前に至る路線が32号線になります。介良から県庁前の区間は国道55号線と重なり（重複区間）、地図や標識などでは国道32号線として表示されます。 ※お問い合わせは建設省土佐国道工事事務所管理第一課（☎9161）または県道路課（☎1111）まで